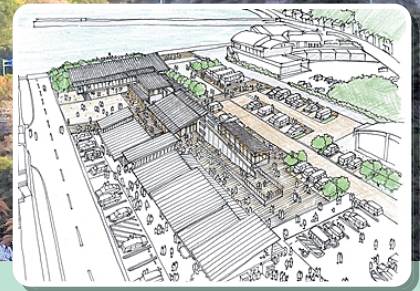




今月号から
デザインが
新しくなりました



▲ 堀切大橋と山桜(伊方町提供)

▲ 観光交流拠点施設「佐田岬はなはな」
完成予想図(伊方町提供)

CONTENTS

令和2年度事業計画及び予算	2
短期掛金率が1.26%の引上げになります	12
市区町村の医療費助成の 適用を受ける皆さまへ	13
標準報酬月額Q&A	14

新組合員の皆さまへ —共済組合福祉事業のご案内—	16
保健課から事業改廃のお知らせです	18
40歳以上のご家族がいる組合員の皆さまへ	18
大事な場面で緊張してしまう	19





令和2年度 事業計画及び予算

令和2年2月25日開催の第201回組合会で、令和2年度事業計画及び予算が議決されました。

今年度は、会計年度任用職員制度の施行に伴い、組合員数及び被扶養者数の増加を見込んだ予算となっています。

短期経理においては、高齢者医療制度への拠出金等が前年度より大幅に増加するため、財源率を若干引き上げる予算となりました。

その他業務経理を含む6経理で当期損失金を見込む厳しい予算となっています。大変厳しい収支状況ではありますが、引き続き事務の効率化を図り、一層の経費節減に努めます。



●各経理の収支推計

(単位:千円)

経理名	区分	収入	支出	当期利益金 △当期損失金
短期経理		9,910,667	10,089,820	△179,153
		1,125,064	1,110,633	14,431
厚生年金保険経理		20,905,994	20,905,994	0
退職等年金経理		1,334,710	1,334,710	0
経過的長期経理		93,960	93,960	0
退職等年金預託金管理経理		22,367	22,367	0
業務経理		284,272	297,855	△13,583
		410,092	440,072	△29,980
保健経理		7,014	7,014	0
		160,925	176,887	△15,962
宿泊経理		638,147	627,310	10,837
貯金経理		32,672	40,801	△8,129
貸付経理		6,040	9,576	△3,536
物資経理				
合計		34,931,924	35,156,999	△225,075

※短期経理の欄の上段は医療保険、下段は介護保険の収支を示しています。
※保健経理の欄の上段は保健事業、下段はメンタルヘルス対策事業の収支を示しています。

●所属所数

市	町	一部事務組合等	計
11	9	22	42

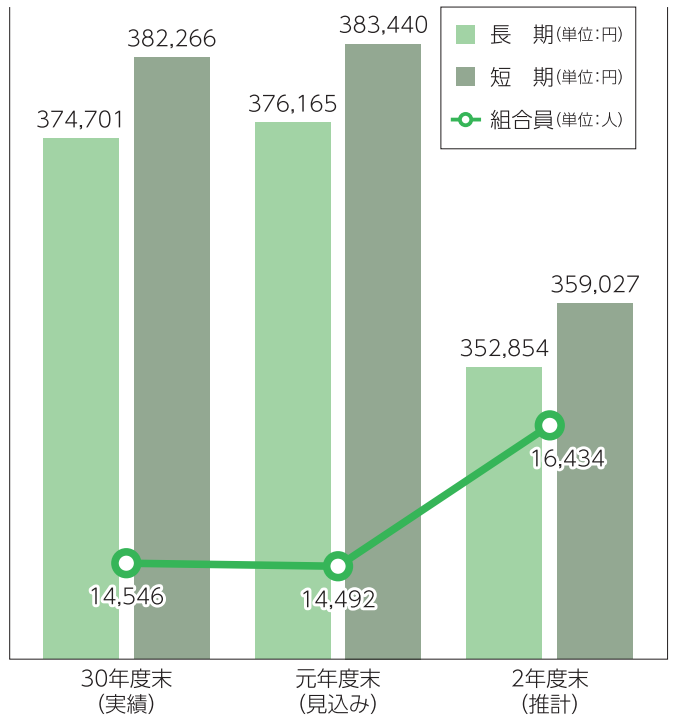
※令和2年度から愛媛県後期高齢者医療広域連合が新たに所属所に加わりました。

●組合員数

(単位:人)

組合員種別		令和2年度末推計
一般組合員	一般職	14,607
	特別職	47
市町村長組合員		19
特定消防組合員		1,739
長期組合員(特別職)		3
市町村長長期組合員		1
船員一般組合員		16
継続長期組合員		2
小計		16,434
任意継続組合員		220
合計		16,654

●組合員数及び平均標準報酬月額推移 (任意継続組合員を除く)



※会計年度任用職員制度の施行により前年度比で13%増加しています。





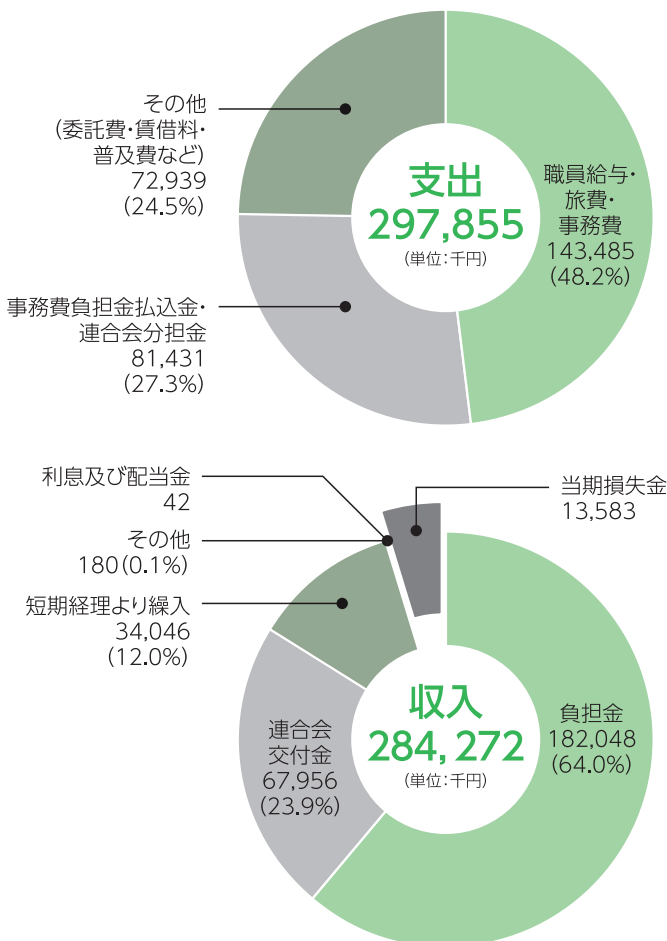
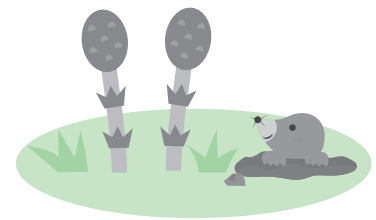
●掛金・負担金率及び公的負担金率等一覧表(令和2年度)

(単位:%)

区分 組合員種別	掛 金 率					負 担 金 率				
	短期		厚生年金	退職等年金	保健	短期		厚生年金	退職等年金	保健
	短期分	介護分				短期分	介護分			
一般組合員(一般職) 一般組合員(特別職) 市町村長組合員 特定消防組合員	48.35	8.57	91.50	7.5	2.0	48.35	8.57	91.50	7.5	2.0
船員一般組合員	46.04	8.57	91.50	7.5	2.0	50.66	8.57	91.50	7.5	2.0
長期組合員(特別職) 市町村長長期組合員	2.35	—	—	7.5	2.0	2.35	—	—	7.5	2.0
継続長期組合員	—	—	91.50	7.5	—	—	—	91.50	7.5	—

区分 組合員種別	特別財政調整 負担金率	育児・介護 公的負担金率	基礎年金 公的負担金率	経過的長期 負担金率
一般組合員(一般職) 一般組合員(特別職) 市町村長組合員 特定消防組合員 船員一般組合員	0.10	0.06	40.0	0.1033
長期組合員(特別職) 市町村長長期組合員	—	0.06	40.0	0.1033
継続長期組合員	—	—	40.0	0.1033

※網掛けは4月1日から変更になった率です。



この経理では、医療及び年金の給付を行うための事務費を賄っています。

主な収入は、下表のとおり地方公共団体からの負担金、短期経理からの繰入金及び全国市町村職員共済組合連合会(以下「連合会」といふ)からの交付金です。

支出の面では、マイナンバーを活用した情報連携に係るシステム費用や各事業を行うための基幹システム費用などのシステム関連費用が年々増加しています。



●収入内訳(組合員1人当たり)

(単位:円)

区分	金額
地方公共団体負担金	11,388
短期経理繰入金	2,130
連合会交付金	3,732
計	17,250

短期経理

この経理では、組合員及び被扶養者の医療給付及び出産・休業・災害などに係る給付、また、介護保険に係る資金の収納及び納付を行っています。

医療給付関係

財源率は25.2%の引上げ

今年度は、会計年度任用職員制度の施行に伴い、組合員及び被扶養者の大幅な増加が見込まれるため、保健給付(医療費や出産費など)は、前年度より5億2,420万円の増加を見込んでいます。また、高齢者医療制度への拠出金等は、前年度より10億5,000万円増の37億5,680万円を見込んでいます。

当該拠出金等は大幅に増加しましたが、前年から繰り越した積立金を取り崩し、財源率は、前年度より若干引上げの97.0%(掛金率48.35%負担金率48.35%)となりました。なお、連合会が実施する財政調整事業の基準掛金率未満であるため、財政支援は受けない予算となり、特定保険料率は、41.17%となりました。

今年度も拠出金等の大幅な増加により財源率が著しく引き上がることがないよう、前年度と同様に一定の積立金を積み立てる予算としています。

介護保険関係

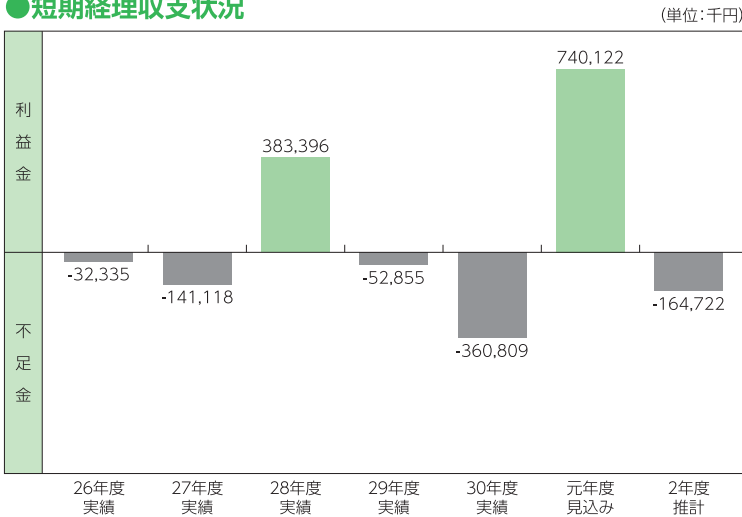
財源率は16.2%引上げ

介護保険料については、40歳以上65歳未満の組合員について、共済組合が収納し、社会保険診療報酬支払基金に納付しています。

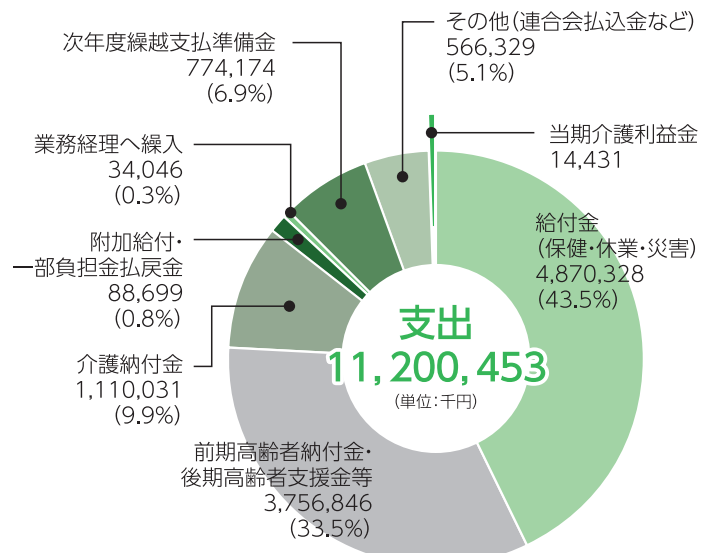
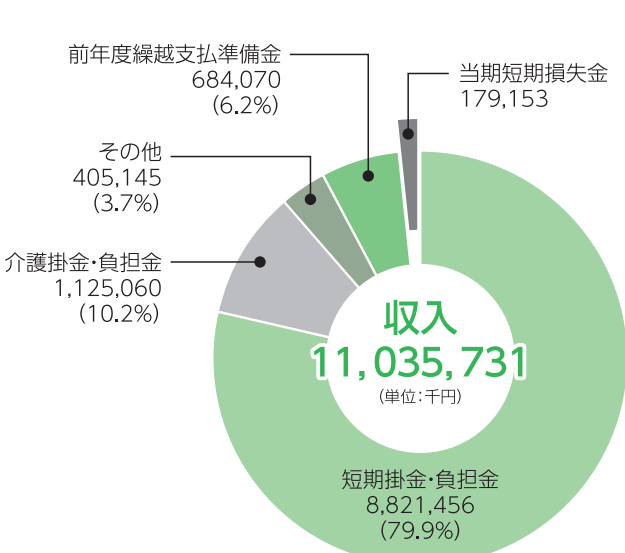
今年度から、介護納付金が全面総報酬割となり、前年度よりも9,540万円増加する見込みのため、財源率は、前年度より16.2%引き上げた17.14%(掛金率8.57%負担金率8.57%)となりました。

※財源率のうち高齢者医療制度への拠出金に係る率をいいます。財源率の詳細については、12Pをご覧ください。

●短期経理収支状況



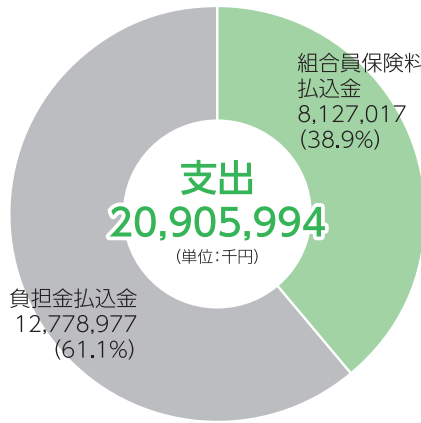
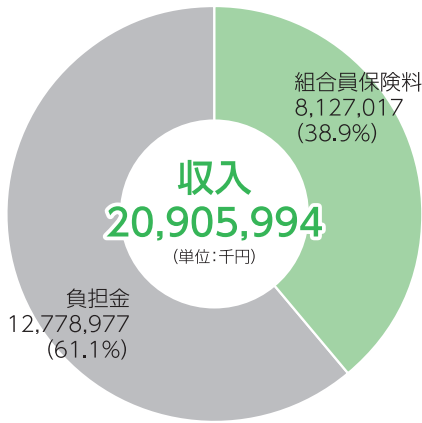
(注)介護保険の収支を含んだ短期経理の収支状況となっています。



厚生年金保険経理

この経理では、厚生年金給付の保険料等を収納し、全額を連合会へ納付しています。

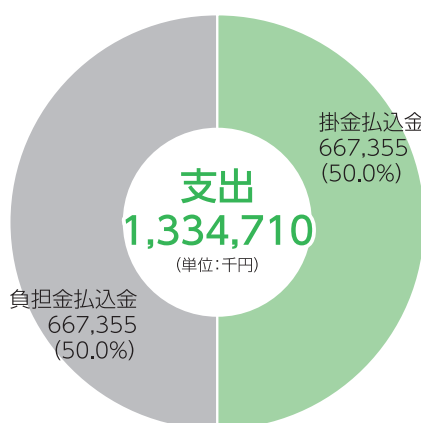
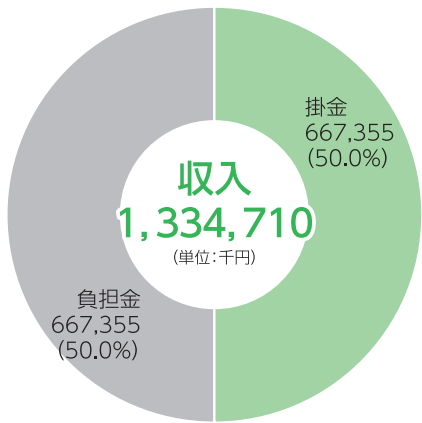
保険料率は、平成30年9月以降上限の183.00%（組合員保険料率91.50%、所属所負担金率91.50%）となります。



退職等年金経理

この経理では、退職等年金給付の保険料等を収納し、全額を連合会へ納付しています。

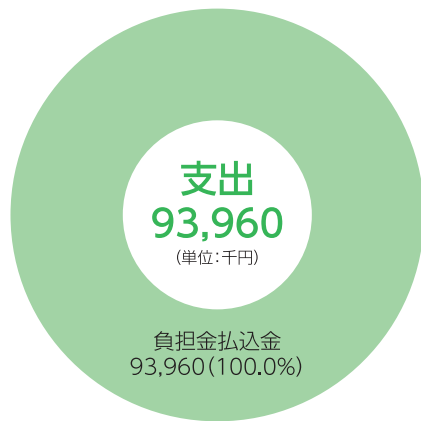
財源率は、前年度に引き続き15.00%（掛金率7.50%、負担金率7.50%）です。



経過的長期経理

この経理では、被用者年金一元化時点で既に裁定済みであった公務障害年金給付及び公務遺族年金給付の保険料等を収納し、全額を連合会へ納付しています。

今年度の財源率は0.1033%（負担金のみ）です。



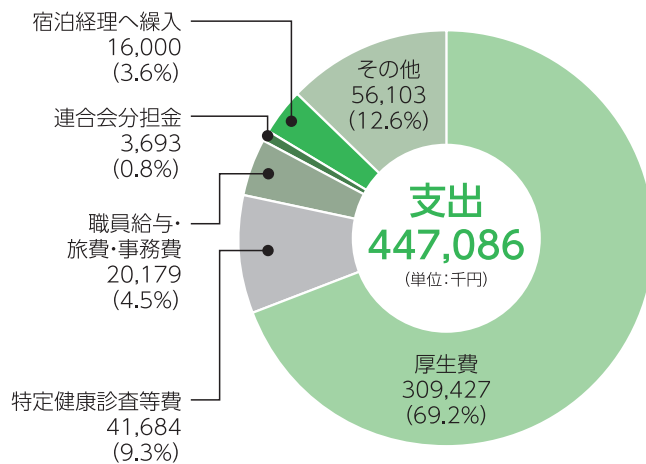
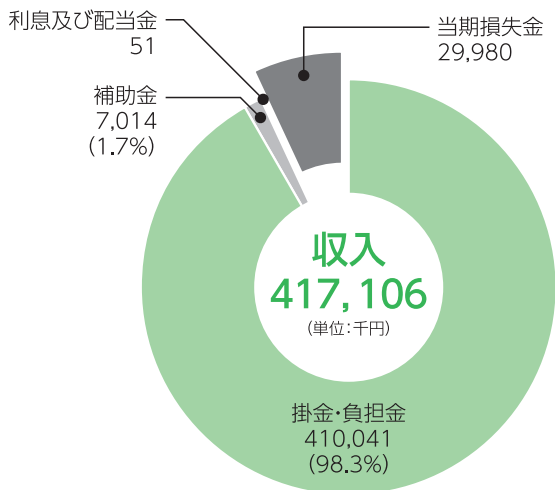
保健経理

この経理では、組合員及び被扶養者の健康保持・増進のため、人間ドックの利用助成事業、特定健康診査・特定保健指導及びデータヘルス事業等を行っています。

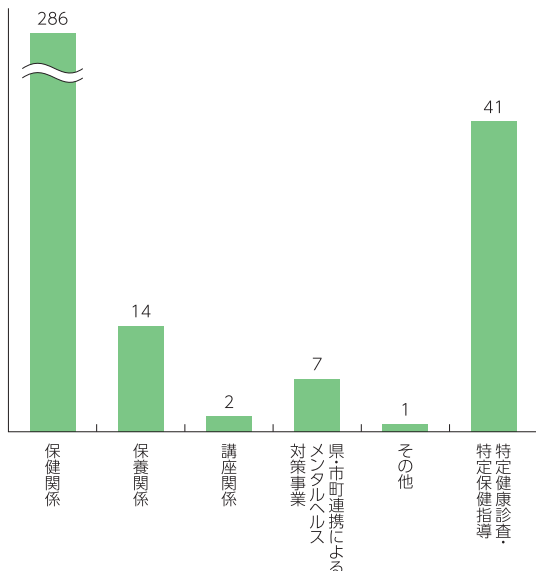
**目標実施率は
特定健康診査90%
特定保健指導45%
です！**

今年度は組合員及び被扶養者の増加が見込まれるため、人間ドック利用助成事業を始めとした下記事業は、3億5,110万円(前年度比4,470万円増)を見込んでおり、3,000万円の当期損失金を見込む予算となっています。

今後も本組合保健師による訪問型保健指導に加え、アウトソーシングによる指導を強化し保健指導実施率の向上に努めます。また、インセンティブ付与による被扶養者の健康診査・保健指導実施率の向上を図り、組合員及び被扶養者の皆さまの生活習慣病予防に対する意識の向上及び健康状態の改善に努めます。



● 種類別事業計画額



● 事業の種類

保健関係	人間ドック利用助成	関係	愛媛共済会館利用助成	
	脳ドック利用助成		福祉施設利用助成	
	ミニドック	講座関係	眼底検査	労働安全衛生業務担当者研修会
			大腸がん検査	ライフプランセミナー
			HbA1c検査	健康講習会補助
			血清クレアチニン検査	県・市町連携によるメンタルヘルス対策事業
			その他	その他
	がん検診等補助	特定健康診査・特定保健指導	デジタルCT	
			肺がん検診	
			胃がん検診	
			子宮頸がん検診	
	乳がん検診			
	前立腺がん検診			
	インフルエンザ予防接種補助			
電話健康・メンタルヘルス相談				
データヘルス事業				

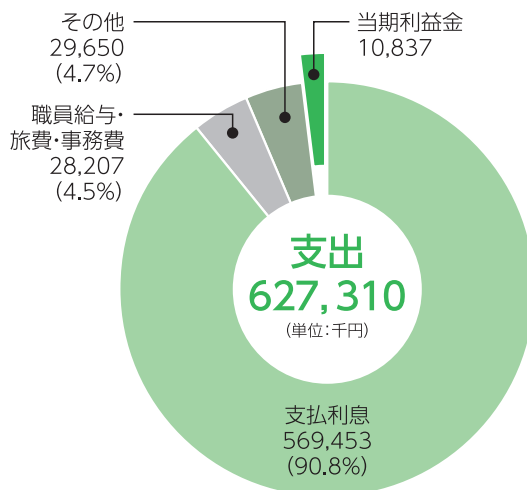
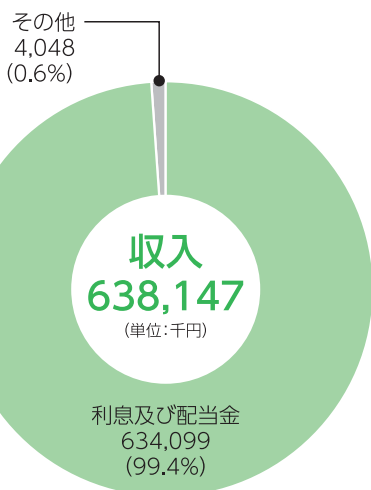
貯金経理

この経理では、組合員の皆さまから預かりした資金を安全かつ効率的に運用して、皆さまの生活設計に寄与するための貯金事業を行っています。

貯金利率は年利1.0%!

今年度も貯金利率は1.0%とし、本組合で定める資金の管理・運用基準に基づき、安全かつ効率的な資金の運用を行います。

毎月の給与又は賞与から控除して積み立てる定例貯金のほか、金融機関の窓口からお振り込みいただく臨時増額貯金があります。未加入の方は、是非加入をご検討ください。



●貯金事業の現況 (令和2年度末推計)

貯金者数 **9,834人**

1人当たり貯金額 **582万円**

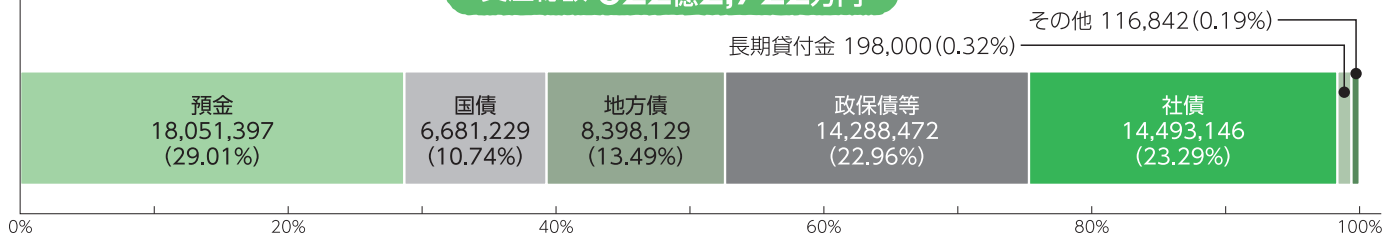
貯金額 **573億円**

加入率 **59.07%**

●貯金経理の資産運用計画

(単位:千円)

資産総額 **622億2,722万円**





貸付経理

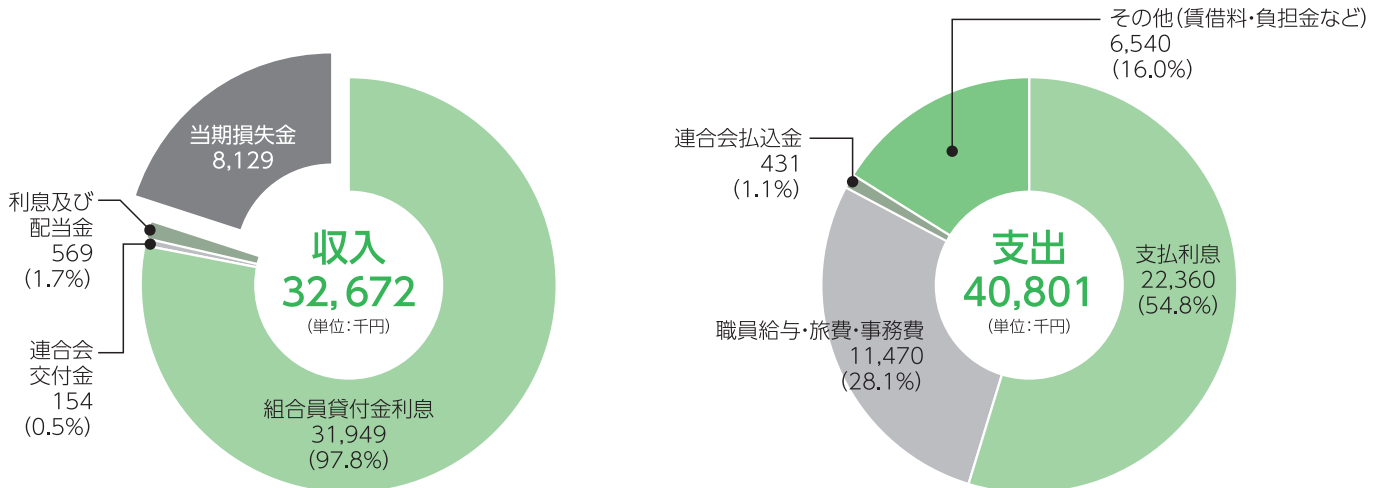
この経理では、退職等年金預託金管理経理等から資金を借入れ、組合員の皆さまの臨時の支出に対して貸付けを行っています。貸付けの種類及び今年度末の利用件数等の見込みは下表のとおりです。

貸付利率は年利1.26%!

平成30年1月から、貸付利率を引き下げ、1.26%としています。住居の新築・購入や入学・修学等の資金を必要とする場合は、本組合の貸付事業を是非ご検討ください。

なお、貸付事故防止のため、無理のない返済計画に基づいてご利用にご理解・ご協力をお願いします。

※貸付事業の詳細については、17Pをご覧ください。



●償還額計算例(普通貸付・貸付利率 年1.26%の場合)

貸付金額	償還回数	償還額(月額)	償還額(ボーナス)	償還額(合計)
500,000円	60回	8,603円	—	516,145円
1,000,000円	90回	11,650円	—	1,048,467円
	72回	9,617円	28,851円	1,038,583円
1,500,000円	108回	14,699円	—	1,587,382円
	84回	12,442円	37,326円	1,567,592円
2,000,000円	120回	17,747円	—	2,129,637円
	96回	14,605円	43,815円	2,103,133円

※上段は毎月償還のみ、下段はボーナス償還を併用した場合の計算例です。
 ※償還回数は貸付金額によって決まっています。
 ※償還額(月額)の最終回は端数調整のため異なる場合があります。

●令和2年度末貸付金推計

(単位:件,千円,%)

種類	件数	金額	割合
普通貸付	843	828,006	33.68
住宅貸付	417	1,074,437	43.71
在宅介護対応住宅貸付	24	26,316	1.07
災害貸付	6	27,047	1.10
特別貸付	421	501,049	20.38
高額医療貸付	1	1,000	0.04
出産貸付	1	420	0.02
合計	1,713	2,458,275	100.00



物資経理

この経理では、貯金経理から資金を借り入れ、組合員の皆さまが、本組合の指定業者から自動車等を購入する際に、購入代金を立替払いする事業を行っています。

償還利率は年利1.9%!

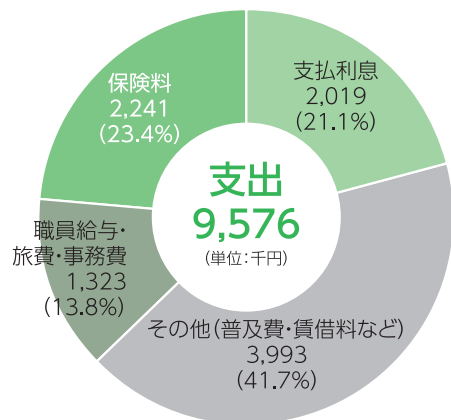
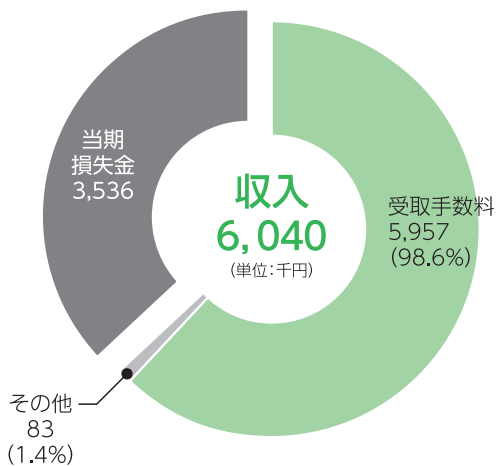
貸付事業と同様、平成30年1月から、償還利率を引き下げ、1.9%としております。自動車の購入等の際は、本組合の物資供給事業を是非ご検討ください。

なお、貸付事故防止のため、無理のない返済計画に基づくご利用にご理解・ご協力をお願いします。

※物資供給貸付事業については、16P及び本紙別冊をご覧ください。

令和2年度事業の概要

販売品目	家庭用電気製品、家具、自動車、自動二輪車、楽器、図書、洋服、時計、貴金属、眼鏡、ミニハウス、ストックハウス、住宅付帯設備、カメラ、レジャー・スポーツ用品、寝具、健康器具、石材
販売方法	店頭・巡回・通信販売
利润率	平均 0.71%
購入制限額	200万円
指定店数	115店
月賦方法	2月～60月
債務保証	官公庁等共済組合一般資金貸付保険により行う
売上見込額	134,400千円



償還額計算例 (立替金利率 年1.9%・6月から償還開始の場合)

立替金額合計	毎月償還分	賞与償還分	償還回数	償還額(月額)	償還額(ボーナス)	償還額(合計)
1,000,000円	1,000,000円	0円	60回	17,484円	-	1,049,010円
			48回	21,651円	-	1,039,246円
	750,000円	250,000円	毎月60回・賞与10回	13,113円	26,118円	1,047,926円
			毎月48回・賞与 8回	16,238円	32,344円	1,038,181円
	500,000円	500,000円	毎月60回・賞与10回	8,742円	52,236円	1,046,849円
			毎月48回・賞与 8回	10,825円	64,689円	1,037,125円
2,000,000円	2,000,000円	0円	60回	34,968円	-	2,098,056円
			48回	43,302円	-	2,078,522円
	1,500,000円	500,000円	毎月60回・賞与10回	26,226円	52,236円	2,095,894円
			毎月48回・賞与 8回	32,477円	64,689円	2,076,396円
	1,000,000円	1,000,000円	毎月60回・賞与10回	17,484円	104,473円	2,093,737円
			毎月48回・賞与 8回	21,651円	129,379円	2,074,282円

※償還回数は60回を限度として設定できます。
 ※賞与償還分は立替金額の2分の1以内で設定できます。
 ※償還額の最終回は端数調整のため異なる場合があります。

宿泊経理

この経理では、「えひめ共済会館」の経営・運営を行っています。

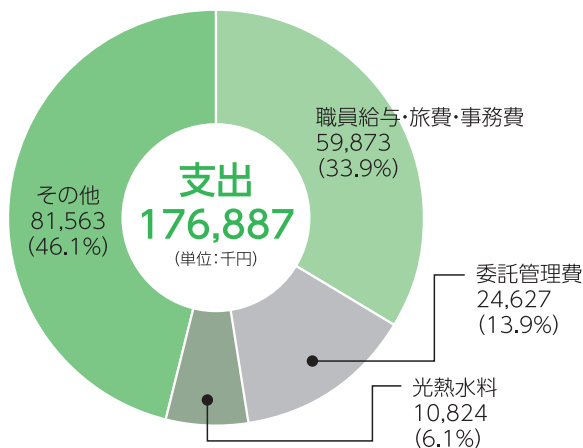
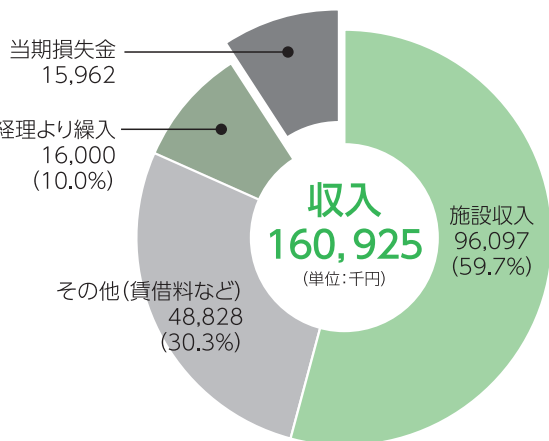
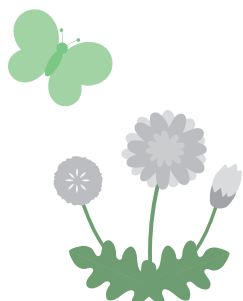
平成30年9月リニューアルオープン！

えひめ共済会館は、一昨年にリニューアルオープンし、空調設備や宿泊室の設備等を一新しました。ご利用金額はそのまま、より快適な空間をご提供しております。

毎年ご好評をいただいております1階レストラン「伍縁」との共同企画「ビアバイキング」を今年度も予定しております。また、その他お得なプランも各種ご用意していますので、詳しくは当会館ホームページにてご確認ください。

なお、健康増進法の一部改正に伴い、令和2年4月1日から1階喫煙室及び喫煙タイプの宿泊室を除き、館内全面禁煙とさせていただきます。皆さまのご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※えひめ共済会館ホームページアドレスは本紙裏表紙でご確認ください。



●年間利用計画

部門 区分	宿泊	宴会会
利用人数	16,090人 (組合員5,397人/ その他10,693人)	1,462件
年間収入	64,513千円	31,584千円

●えひめ共済会館宿泊料金表(令和2年4月1日現在)

客室タイプ	宿泊人数	宿泊料(税込)
洋室シングル(バスなし)	1人	1,230円(3,630円)
洋室シングル	1人	2,330円(4,730円)
洋室ツイン 和室 (定員2名)	1人利用	3,100円(5,500円)
	2人利用 : 1人当たり	2,110円(4,510円)
	3人利用 : 1人当たり	1,780円(4,180円)
洋室バリアフリールーム	1人利用	2,880円(5,280円)
	2人利用 : 1人当たり	1,560円(3,960円)

●お得なえひめ共済会館宿泊プラン

宿泊プラン	宿泊料(税込)	内容
ビジネスプラン	1泊朝食付 1,680円~(4,080円~)	宿泊と朝食(バイキング形式)をセットにしたプランです。
四季の伊予路プラン	1泊2食付 4,700円(7,100円)	宿泊と愛媛県産の旬の食材にこだわった夕食に朝食(バイキング形式)をセットにしたプランです。
年金者連盟会員様限定 宿泊プラン	1泊2食付 6,600円	年金者連盟会員様を対象とした宿泊プランで、宿泊と愛媛県産の旬の食材にこだわった夕食に朝食(バイキング形式)をセットにしたプランです。
宿泊サポートプラン	1泊2食付 2,600円~(5,000円~)	学生の皆さまの各種イベントへの参加を応援するプランで、宿泊と夕食(2種類から選択)に朝食(バイキング形式)をセットにしたプランです。 ※10名様以上でご利用の小学生から大学生までが対象で、広間での宿泊利用となります。

宿泊料金表・宿泊プランに関する備考

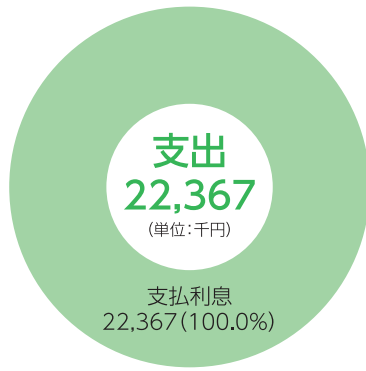
1 組合員、一般の料金区分はありません。 2 宿泊料は、えひめ共済会館利用助成額(1人1泊2,400円)を控除した後の組合員(公務出張は除く。)及び被扶養者のお支払い料金です。 3 ()内は、助成金控除前の料金です。 4 チェックインは15時から、チェックアウトは10時です。 5 門限はありません。



退職等年金 預託金管理経理

この経理では、連合会から退職等年金給付に係る余裕金の一部の預託を受けて、主に組合員への貸付資金として管理・運用を行っています。

今年度末の貸付経理への貸付金残高は2億2,400万円の見込みで、運用収入2,240万円は、全額を連合会へ支払います。



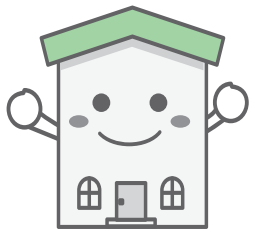
住所変更の届出をお忘れなく!

本組合では組合員や被扶養者の皆さまへの重要なお知らせを組合員のご自宅に直接送付することがありますので、転居された場合は、郵便局にて転送手続を済ませ、所属所の共済組合事務担当課を経由して速やかに住所変更届出を提出してください。

また、変更後の住所を、組合員証の裏面「住所」欄の2行目以降に記入してください。(余白がない場合は再交付を行います。)

自宅へ直送する事例

- ねんきん定期便(毎年誕生日)
- 退職等年金給付残高通知書(毎年5月頃)
- 特定健康診査受診券(毎年6月頃)
- 特定保健指導利用券(随時)



年金払い退職給付に係る財政状況(平成30年度末)について

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに平成30年度末の「財政検証結果」を掲載しています。是非、ご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)
トップページの「年金関連情報」➡「年金財政関係」➡「年金払い退職給付制度」➡「財政検証・財政再計算」からご覧いただけます。



地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会

短期掛金率が1.26%
引上げになります

短期財源率は2.52%引上げに！

― 令和2年度短期経理(予算) ―

令和2年度の短期経理は、収入については、会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、組合員数が大幅に増加することから、掛金・負担金収入の算定基礎となる標準報酬総額は増加となる見込みです。

支出については、高齢者医療制度に係る拠出金の合計額が、前年度と比較して約10億5,000万円増加し、約37億5,680万円となる見込みです。このため、令和2年度の定款本則の短期財源率は、短期経理財政の安定化を図るため、欠損金補てん積立金に短期積立金を積み残したうえで算定した結果、2.52%引上げた、96.70%(掛金48.35%、負担金48.35%)となり、前年度に引き続き、連合会から調整交付金等による財政支援を受けないこととなります。

今年度は、高齢者医療制度への拠出金が大幅に増加したこと、財源率は引上げとなりますが、令和2年度は「第2期データヘルス計画」の中間見直しを実施し、医療給付の適正化、ジェネリック医薬品の使用促進等に努めるとともに、特定健康診査及び特定保健指導に積極的に取り組むこととしていきます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、介護保険に係る財源率については、前年度より1.62%引上げた17.14%(掛金8.57%、負担金8.57%)となりました。

令和2年度 短期掛金・負担金率の概要

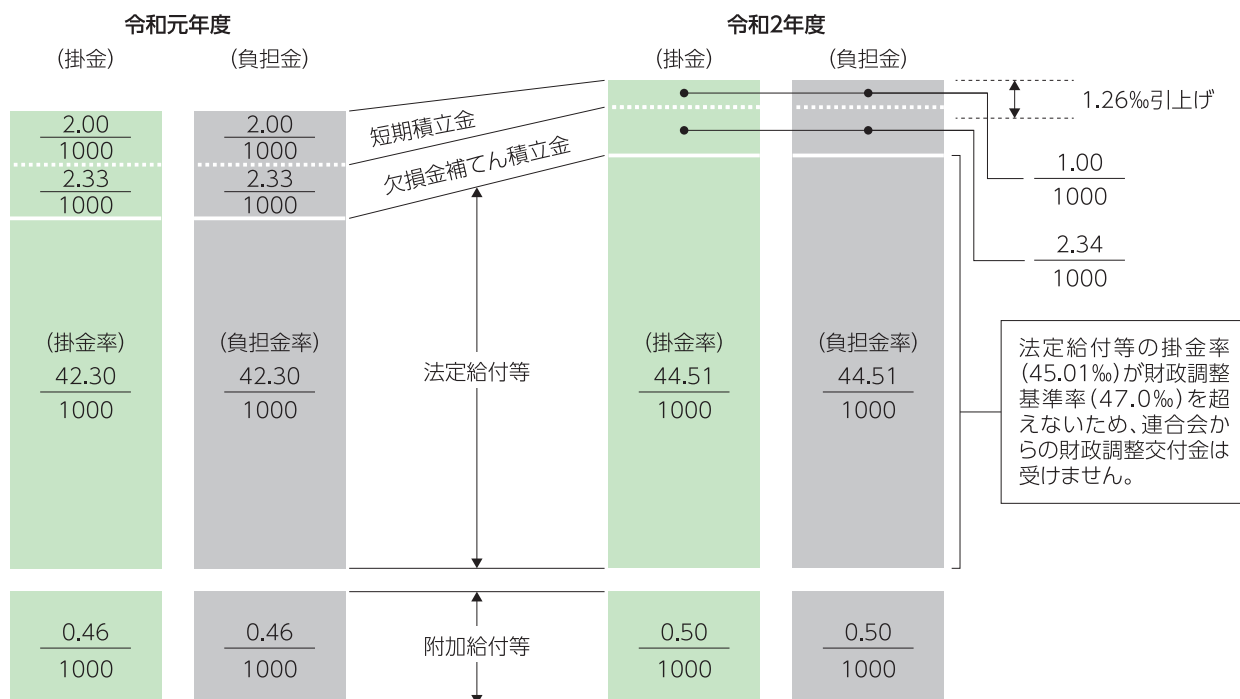
(単位:‰)

区分	掛金			負担金		
	令和元年度	令和2年度	前年度比較増▲減	令和元年度	令和2年度	前年度比較増▲減
定款本則①	47.09	48.35	1.26	47.09	48.35	1.26
財政調整②	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
特別財政調整③	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
実質(①-②-③)	47.09	48.35	1.26	47.09	48.35	1.26

標準報酬月額38万円の場合、短期掛金月額
は以下のとおりとなります。

令和元年度	令和2年度	前年度比較増▲減
17,894円	18,373円	479円

令和元年度・2年度の掛金・負担金比較図



※連合会からの財政支援を受ける基準率(令和元年度48.5‰、令和2年度47.0‰)
(令和2年度も、法定給付の掛金率が財政調整基準率を超えないため、財政調整交付金は受けません。)

市区町村の医療費助成の適用を受ける場合は、 共済組合に届出をお願いします

共済組合では、組合員や被扶養者の方が同一の月に一つの医療機関でかかった医療費（入院と外来は別）の自己負担額が2万5千円（※上位所得者は5万円）を超える場合には、「一部負担金払戻金」又は「家族療養費附加金」などの附加給付を支給（届出口座に自動送金）しています。

ただし、市区町村の実施する医療費助成制度の適用を受けている場合は、共済組合は助成後の自己負担額に基づき附加給付の支給を行います。

附加給付の適正な支給を行うため、ご自身又は被扶養者が市区町村の医療費助成を受けることとなったときや受けなくなったときは、共済組合まで届出をお願いします。

医療費助成事業の
適用状況について、
確認の調査を
5月に実施します。



共済組合へ報告が必要な主な医療費助成

- ① 重度心身障害者医療費助成
- ② ひとり親家庭医療費助成
- ③ 県外の乳幼児・子ども医療費助成

など

●届出方法

所属所の共済組合事務担当課を通じて、「公費負担受給（開始・停止）報告書」を共済組合へ提出してください。

なお、当該報告書は共済組合ホームページからもダウンロードできます。

●注意事項

届出が遅れたことにより附加給付が支給された場合には、当該附加給付を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

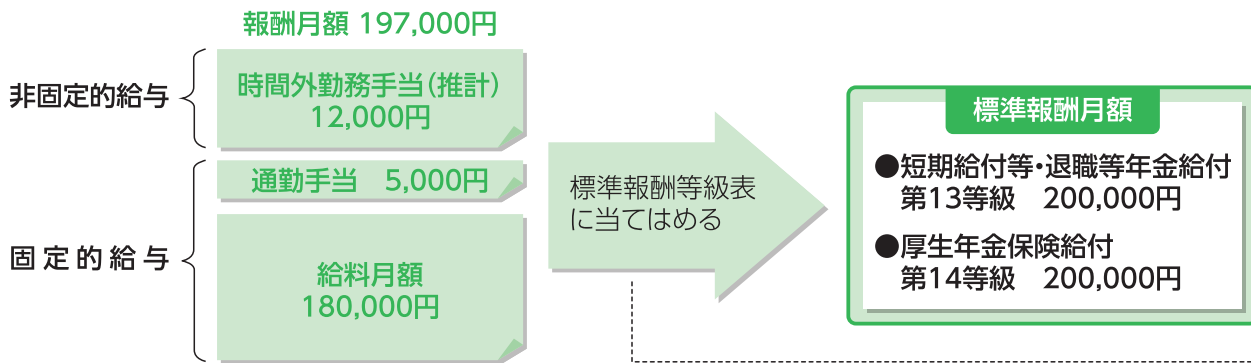
※上位所得者：標準報酬月額53万円以上の組合員及びその被扶養者

<平成30年7月豪雨により被災された皆さまへのお知らせ>

共済組合では、組合員又は被扶養者が居住する住居又は家財に被害を受けた場合、その損害の程度に応じて災害見舞金が支給されます。請求期限は被災した日から2年間ですが、支給要件に当てはまる方は早めのご請求をお願いします。

請求手続等の詳細は、所属所の共済組合事務担当課、又は共済組合保健課医療係までお問い合わせください。

◎資格取得時の標準報酬月額決定のイメージ



◎標準報酬等級表

標準報酬等級			標準報酬月額		
短期給付等	長期給付		月額	報酬月額	
	厚生年金保険給付	退職等年金給付		円以上	円未満
∴	∴	∴	∴	∴	∴
10	11	10	170,000	165,000	～ 175,000
11	12	11	180,000	175,000	～ 185,000
12	13	12	190,000	185,000	～ 195,000
13	14	13	200,000	195,000	～ 210,000
14	15	14	220,000	210,000	～ 230,000
15	16	15	240,000	230,000	～ 250,000
16	17	16	260,000	250,000	～ 270,000
17	18	17	280,000	270,000	～ 290,000
18	19	18	300,000	290,000	～ 310,000
19	20	19	320,000	310,000	～ 330,000
20	21	20	340,000	330,000	～ 350,000
21	22	21	360,000	350,000	～ 370,000
22	23	22	380,000	370,000	～ 395,000
23	24	23	410,000	395,000	～ 425,000
24	25	24	440,000	425,000	～ 455,000
25	26	25	470,000	455,000	～ 485,000
26	27	26	500,000	485,000	～ 515,000
27	28	27	530,000	515,000	～ 545,000
28	29	28	560,000	545,000	～ 575,000
29	30	29	590,000	575,000	～ 605,000
30	31	30	620,000	605,000	～ 635,000
31			650,000	635,000	～ 665,000
32			680,000	665,000	～ 695,000
∴			∴	∴	∴

次回予告、「定時決定」(7月号)乞うご期待!

この記事についての問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎ 089(945)6315

標準報酬月額とは？

第1回
資格取得時決定

年に数回、皆さまのお手元に届く標準報酬決定通知書。
その「標準報酬月額」について連載形式で解説していきます。



ハジメ

4月から共済組合の組合員になったハジメです。
ところで、共済組合から「標準報酬決定・改定通知書」が届いたんだけど、
標準報酬月額って何のことですか？

標準報酬月額とは共済組合各事業の保険料の算定や各種給付金の算定の基礎となるものです。

みんなが受ける報酬は毎月異なっていますが、保険料の納付や各種給付金の支給を迅速かつ間違いのないよう行うため、標準報酬月額は実際に受け取った報酬をもとに、一定時点で決定・改定し、一定期間適用する方法がとられているんですよ。

標準報酬月額は14Pの標準報酬等級表のとおり区分されています。



媛共先生



なるほどー。初めて知りました。ところで私は4月に社会人になったばかりで、報酬を一度ももらったことがないんだけど、私の標準報酬月額はどうやって決定されるんですか？

新しく組合員になった方の標準報酬月額は、**資格を取得した日の現在の報酬(見込)**を標準報酬等級表に当てはめて決定します。

報酬は給料や扶養手当、住居手当などの毎月固定で支給される報酬(固定的給与)に、時間外勤務手当等の勤務実績に応じて支給される報酬(非固定的給与)を加えて算定します。

非固定的給与は、同様の職務に従事する職員が受けている報酬を参考にして推計します。



◎固定的給与と非固定的給与の区分例

固定的給与	・給料 ・扶養手当 ・住居手当 ・通勤手当 ・管理職手当 等
非固定的給与	・時間外勤務手当 ・休日勤務手当 ・管理職員特別勤務手当 等

※この区分は一例であり、各地方公共団体等の給与条例等で判断し区分する必要があります。

新組合員の皆さまへ

共済組合福祉事業のご案内

共済組合では、共済事業の中心である医療保険制度・年金制度の他に、組合員の皆さまの生活の安定と福祉の向上を目的とした福祉事業を行っています。

その福祉事業の中から、貯金、物資、貸付の三事業をご紹介します。

貯金事業 年1.0%

共済貯金は年利1.0%（税引後0.79685%）
5%。令和2年4月1日現在、組合員専用の普通貯金です。

預入方法には、給料又は賞与からの控除（天引き）による定例貯金と、随時に取扱金融機関の窓口から払込む臨時増額貯金があります。払戻請求は随時受け付けており、請求書の締切日に応じて定められた送金日に、千円単位での払戻しを受けることができます。

年利	1.0% (税引後0.79685%)
預入方法	○定例貯金 給料又は賞与から定額(千円単位)を控除(天引き)する方法 ○臨時増額貯金 取扱金融機関の窓口から随時任意の額(千円単位)を払込む方法 ※併用可
払戻方法	◇払戻請求書を提出することで送金日に組合員本人名義口座への払戻しが受けられる。 ◇送金日は月4回程度。共済組合ホームページ「貯金払戻スケジュール」参照のこと

令和2年4月1日現在

物資供給事業 年1.9%

組合員の皆さまが共済組合の指定店(別冊「令和2年度物資供給事業契約業者(指定店)名簿」をご覧ください。)で、自動車等を購入するとき、購入費用の全部又は一部を共済組合が立て替えてお支払いします。

利用者は、立替金について、給料及び賞与からの定額控除(天引き)により分割返済します。

年利	1.9% (変動金利)
立替限度額	200万円
償還方法等	給料及び賞与からの控除(天引き)による償還 毎月償還額は60回以内、賞与償還額は毎月分の最終償還月までに到来する賞与の回数以内で自由に設定可 ※賞与償還は、立替金額が10万円を超える場合にご利用できません。 ※賞与分については、立替金額の半分以内でのご利用となります。
購入票締切日	毎月5日及び20日

令和2年4月1日現在

■物資指定店(取消・変更)

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品	
取消	R2.1.14	愛媛日産自動車(株)	カータウン衣山	松山市衣山1丁目1-27	(089)927-2380	自動車
変更			新:カータウン姫原 旧:カーセブン松山北店	松山市姫原2丁目8-24	(089)922-1434	
変更			ジャガー・ランドローバー 愛媛	新:松山市衣山1丁目1-26 旧:松山市井門町15-3	新:(089)911-1922 旧:(089)956-3051	
取消	R2.3.31	四国スバル(株)	高岡店	松山市高岡町463-1	(089)972-0191	自動車
			新居浜店	新居浜市東田3丁目乙8-6	(0897)43-5725	
			今治店	今治市郷桜井3丁目9-16	(0898)48-7778	
			松山インター店	松山市井門町455-1	(089)969-1151	
			宇和島店	宇和島市中沢町1-5-7	(0895)22-2219	
		(株)宇都宮モータース	西予市明浜町俵津9番耕地317番地	(0894)65-0226		

貸付事業 年1.26%

組合員の皆さまが生活必需物資の購入や住宅の建築・改修、お子さまの進学、進級の費用などを必要とするとき、共済組合がその資金の貸付けをいたします。

借受人は、借受額に応じて定められた償還回数に基づき、給料・賞与からの定額控除(天引き)により分割返済します。

貸付種類	申込事由	貸付限度額	年利(変動金利)	送金日等
普通貸付	生活必需物資の購入等で臨時に資金が必要なとき(支払済費用や金融機関からの借換は除く。)	給料月額×6(上限200万円)	1.26%	15日・月末の前日
住宅貸付	自ら居住するための住宅を新築・購入・増改築・修理又は土地を購入するとき	組合員期間・給料月額に応じた額	1.26%	月末の前日
在宅介護対応住宅貸付	自ら居住するための住宅を要介護者に配慮した構造を有する住宅にするとき	組合員期間・給料月額に応じた額	1.00%	月末の前日
災害貸付	水震火災その他の非常災害等により組合員の居住かつ所有する住宅等に損害を受けて臨時に資金が必要なとき	組合員期間・給料月額に応じた額	0.93%	随時
医療貸付	組合員又はその被扶養者の保険適用外の療養に係る支払いのため資金が必要なとき	給料月額×6(上限100万円)	1.26%	15日・月末の前日
入学貸付	組合員又はその被扶養者等が学校教育法に基づく学校等に入学するために資金が必要なとき	給料月額×6(上限200万円)	1.26%	15日・月末の前日
修学貸付	組合員又はその被扶養者等が学校教育法に基づく学校等で修学するために資金が必要なとき	修業月数×15万円(修業年度毎に貸付)	1.26%	15日・月末の前日
結婚貸付	組合員又はその被扶養者等が結婚する際に資金が必要なとき	給料月額×6(上限200万円)	1.26%	15日・月末の前日
葬祭貸付	組合員の配偶者・子・父母等の葬祭で資金が必要なとき	給料月額×6(上限200万円)	1.26%	15日・月末の前日
高額医療貸付	組合員又はその被扶養者が高額療養費の支給対象となる療養の支払いのため臨時に資金を必要とするとき	高額療養費相当額	無利息	随時
出産貸付	出産費又は家族出産費の支給対象となる出産に係る支払いのため臨時に資金が必要なとき	出産費又は家族出産費相当額	無利息	随時

令和2年4月1日現在

各事業の詳細については共済組合ホームページをご覧ください。
(<http://www.ehime-kyosai.jp/>)



共済貯金のお知らせ

利息を元金に組み入れました

令和元年10月1日から令和2年3月31日までの半年分の利息(年利1.0%、税引後0.79685%)を計算し、元金に組み入れました。

4月下旬、加入者の皆さまへ「共済貯金現在残高通知書」の配付を予定しています。貯金加入時にお配りしています貯金控帳とあわせ、残高管理にご活用ください。

ゴールデンウィーク期間中の共済貯金の払戻予定

払戻請求書締切日*	4月28日(火) 午前中	【注意】 5月1日から 5月14日までの 間は送金が ありません。	5月12日(火)
送金予定日	4月30日(木)		5月15日(金)

*払戻請求書締切日は、払戻請求書を共済組合が受付けた日です。
*詳しくは共済組合ホームページ「貯金払戻スケジュール」をご覧ください。

保健課からのお知らせ

新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成の廃止について

令和2年3月31日をもって、新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成を廃止しました。

ただし、令和2年2月31日までに下表の利用条件に該当していた組合員は、令和3年3月31日までの経過措置として、その利用条件に該当している間は助成を受けることができます。

詳しい内容につきましては、ホームページでご確認ください。

区分	対象者	条件	助成内容
新婚・銀婚利用助成	組合員及び配偶者	①結婚1年未満の者 ②結婚25年目の者 ※どちらも夫婦で1回限りの利用	えひめ共済会館に 無料で1泊できる(2食付)
永年勤続利用助成	組合員	勤続25年以上の組合員(既婚者を除く。) ※1回限りの利用	

福祉施設利用助成対象施設の見直しについて

令和2年4月1日から、福祉施設利用助成対象施設を見直しました。

見直し後の当該助成対象施設は、公務員共済グループの施設や愛媛県内の公営宿泊施設となります。

公務員共済グループの施設や愛媛県内の公営宿泊施設をより一層ご利用いただき、福祉施設利用助成金を心身のリフレッシュ等による健康増進にお役立てください。

なお、**公務出張により宿泊料が支給される場合は、助成の対象外**となります。

福祉施設利用助成対象施設につきましては、ホームページでご確認ください。

区分	対象者	条件	助成内容
福祉施設利用助成	組合員及び被扶養者	指定施設で宿泊する。(連泊は7日まで)	1人1泊1,000円

締切迫る!! 提出期限**5月31日**

図書カード \\ 1,000円分 // をプレゼント

— 40歳以上の家族(被扶養者)がいる組合員の皆さまへ —

- 1.対象者** 令和元年度に本組合から特定健康診査受診券が届いた家族(被扶養者)
- 2.条件** 特定健康診査受診券を使用せず、パート先等で受診した**令和元年度**の健康診断の結果を本組合にご提供いただいた方(必要書類:受診券、健康診断の結果(写)、質問票)
詳しくは、本紙令和元年7月号(Vol.305)又は当該受診券の送付文書をご覧ください。

(注)令和元年度の特定健康診査受診券は、平成31年4月1日に本組合の資格を有していた40歳以上75歳未満(昭和19年4月2日生～昭和55年3月31日生)の家族の方で、令和元年度の間人ドック等利用助成に申込んでいない方を対象にお配りしています。

健康の悩み、心の不安、お気軽にご相談ください

電話
相談

●えひめファミリー健康相談・メンタルヘルスカウンセリング●

愛媛県市町村職員共済組合 専用番号 フリーダイヤル  **0120-923-269** (携帯電話・PHSからもOK、通話料・相談料無料)

健康相談は年中無休、24時間受付、メンタルヘルス相談は受付:月～金9:00～21:00、土10:00～18:00(日・祝、1月1日～3日休み)

WEB
相談

●スマートフォン対応! インターネットでも気軽に相談!●

健康・こころのオンライン  <https://www.healthy-hotline.com/>

- ◇サイト上部の電話番号をタップすると、直接、電話相談をご利用いただけます。
- ◇右上のメニューボタンから「WEB相談」をタップすると相談画面が開き、そのままWEB相談できます。



このページについての問い合わせ先

共済組合保健課 厚生係 ☎ 089(945)6318

大事な場面で緊張してしまう



会 議やスピーチの場面などで、不安のためにガチガチに緊張してしまい、しどろもどろになってしまった経験は誰でも一度はあるでしょう。堂々としている人と自分を比べ、うらやんだり惨めな気分になったりすることもあるかもしれません。

一瞬で緊張を吹き飛ばす、などという都合のよい方法は存在しませんが、事前に取り得る対策はあります。例えば、不安や緊張を感じたら、それは「準備するべし!」というサインだと前向きに受け止めて、今できる準備をしっかりすること。話す内容の詳細なメモをつくる。リハーサルを何度もする。誰かにチェックしてもらおう……。 「失敗したらどうしよう」と不安がるだけで終わらせず、失敗しないために今できることを考え、心に抱えた不安を原動力にパフォーマンスを上げるのです。特に、最初の部分だけでも繰り返し繰り返し練習することをおすすめします。出だしがスムーズになるだけでも、幾分緊張がほぐれるはずです。

陥りやすいのが、「失敗したらどうしよう」という不安が強過ぎて、悪い結果のシミュレーションに心が

傾いてしまうこと。「失敗して笑われる」「クビになってしまうかも……」など、不安を膨らませるだけで心がいっぱいになってしまうこともあるでしょう。もしもひたすら悪い結果の想像に終始している自分に気付いたら、今できることに集中するよう頭を切り替えて。不安がついているだけでは準備のための貴重な時間が減ってしまうだけでなく、自分で自分の心を萎縮させてしまうことにもなりかねません。

そもそも、不安は悪者とは言い切れません。不安があるからこそ、私たちは下調べをし、準備をし、いろいろなことに備えられるのです。本番で反省点があれば、自らを振り返り、そこから学び、成長することにもつながります。もしも不安が一切なければ、本来なら感じられる程よい緊張感やその後の達成感、成長などもなくなってしまうかもしれません。

不安があるからこそ、しっかりと準備ができ、結果につながる。そう心得て準備と成功体験を何度も繰り返していくうちに、次第に心が楽になってくることでしょう。



しもぞの そうた 1959年生まれ。防衛大学校卒業後、陸上自衛隊入隊。陸上自衛隊初の心理幹部となり、陸上自衛隊衛生学校メンタルヘルス教官としてメンタルヘルス、自殺防止、カウンセリングなどの教育に携わる。2015年退官。現在は惨事ストレスに対応するメンタルレスキューインストラクターとして活躍中。『自衛隊メンタル教官が教えてきた 自信がある人になるたった1つの方法』(朝日新聞出版)など著書多数。

四季の伊予路プラン **春**

1泊2食付 **7,100円** (税込) (期間: 令和2年3月1日~5月31日)



～お品書き～

- | | | |
|-------|----|---------------|
| 前造り焼肉 | 菜 | 春菊と山菜のお浸り |
| | | 三種盛り(鯛・鱈・鯖) |
| | 物 | 鱈の木の芽焼き |
| | 料理 | 甘とろ豚のローストと温野菜 |
| 揚げ御飯 | 揚物 | サヨリの天ぷら |
| | | 蟹と浅海の炊き込みご飯 |
| デザート | | ミニケーキと季節のフルーツ |

ご予約
承り中

宿泊と夕・朝食をセットにしたお得なプランです。

※朝食はバイキング形式となります。

えひめ共済会館よりお知らせ

健康増進法(平成14年法律第103号)の一部改正に伴い、えひめ共済会館におきましても、令和2年4月1日から1階喫煙室及び6階宿泊室(喫煙タイプ)を除いて館内全面禁煙とさせていただきます。みなさまのご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

〒790-0003
松山市三番町5丁目13-1

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

【ホームページアドレス】
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】
e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



—組合の現況—

(令和2年2月末現在)

◎所属所数	41
◎組合員数	14,494人
男	9,275人
女	5,219人
◎平均標準報酬月額(短期)	381,529円
◎被扶養者数	15,649人
(含任継)	内115人
◎任意継続組合員	209人
◎年金受給者数	18,185人



4月になると、国道沿いにきれいな山桜を各所で見ることが出来ます。「見る」楽しさだけでなく、国道197号線「佐田岬メロディーライン」の音楽を「聴く」楽しさもあります。また5月には、三崎港にある観光交流拠点施設「佐田岬はなはな」がリニューアルオープンしますので、ぜひ伊方町にいらしてください。

堀切大橋と山桜

(伊方町)

表紙によせて